

新旧対照表（契約書（案））

書類名	頁番号	新	旧	備考
契約書 （案）【基本契約書】	2 ～ 3	【第 9 条「運搬業務」】 1～2（略） 3 運営・維持管理事業者は、<u>運搬業務を実施するために必要な運搬事業者を自らの責任で確保し、運搬事業者をして運搬業務を実施するための人員を確保させなければならない。</u> 4 <u>前項の運営・維持管理事業者の義務には、運搬事業者について運搬業務委託契約上の義務違反又は解除事由が発生し、本組合が運搬事業者による運搬業務の遂行が困難と合理的に判断し運営・維持管理事業者にその旨通知した場合において、運営・維持管理事業者が、本組合が満足する代替企業を適時に選定し、運搬業務委託契約上の運搬事業者の義務を代替させる義務を含むものとする。また、かかる場合、運営・維持管理事業者は、これに必要な手続（運搬事業者をして代替企業に運搬業務委託契約上の地位を承継させることを含むがこれに限られない。）を行わなければならないものとする。</u> 5 <u>前 2 項の運営・維持管理事業者の義務は、運営・維持管理事業者の運営・維持管理業務委託契約上の義務として構成されるものとし、かかる義務の違反は、運営・維持管理業務委託契約の解除事由を構成するものとする。</u> 6 運搬業務にかかる契約条件の詳細は、運搬業務委託契約に定めるところによる。	【第 9 条「運搬業務」】 1～2（略） 3 運営・維持管理事業者 <u>及び運搬事業者は、運搬業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。</u> 4 運搬業務にかかる契約条件の詳細は、運搬業務委託契約に定めるところによる。	（変更） （追加）
契約書 （案）【運営・維持管理業務委託	3 ～ 4	【第 11 条「大規模修繕工事への対応」】 <u>1（略）</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、大規模修繕工事が必要となった場合には、委託者は、実施要否について、</u>	【第 11 条「大規模修繕工事への対応」】 （略）	（追加）

契約書】		<u>受託者と協議のうえ決定する。なお、大規模修繕工事を実施する場合には、委託者が別途発注するものとする。</u> <u>3 前項の大規模修繕工事の費用については、当該大規模修繕工事が必要になったことについて責めに帰すべき事由のある当事者が原則とし負担するものとし、委託者が当該大規模修繕工事が必要になった経緯や原因等を考慮の上、最終的に費用負担について決定する。</u>																																																			
契約書 (案)【運営・維持管理業務委託契約書】	44	【別紙 6 「2 (タ) インセンティブの考え方」】 設計・建設工事前 <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量 [1,784,251kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> 省エネ ←→ 創エネ 設計・建設工事後(提案時) <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> インセンティブ対象範囲 ←→ インセンティブ対象範囲 【基準エネルギー削減量(提案値)の考え方】 《算定式》 基準エネルギー削減量(提案値)＝ 設計・建設工事後の余剰電力量(提案値)－設計・建設工事前の余剰電力量[1,784,251kWh/年] ※基準エネルギー削減量は、「1,400,000kWh/年以上」とする。 設計・建設工事後(業務時) <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量(実績値) [● kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> 【実エネルギー削減量の考え方】 《算定式》 実エネルギー削減量＝ 設計・建設工事後の余剰電力量(実績値)－設計・建設工事前の余剰電力量[1,784,251kWh/年] 【インセンティブ】 《考え方》 実エネルギー削減量－基準エネルギー削減量(提案値)>0 :インセンティブの支払いあり 実エネルギー削減量－基準エネルギー削減量(提案値)≤0 :インセンティブの支払いなし 《算定式》 (実エネルギー削減量[kWh]－基準エネルギー削減量(提案値)[kWh])×50%×インセンティブ単価	発電電力量			場内使用量		余剰電力量 [1,784,251kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	発電電力量			場内使用量		余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	発電電力量			場内使用量		余剰電力量(実績値) [● kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	【別紙 6 「2 (タ) インセンティブの考え方」】 設計・建設工事前 <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量 [1,784,251kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> 省エネ ←→ 創エネ 設計・建設工事後(提案時) <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> インセンティブ対象範囲 ←→ インセンティブ対象範囲 【基準エネルギー削減量】 《算定式》 設計・建設工事前の余剰電力量[1,784,251kWh/年]－設計・建設工事後の余剰電力量(提案値) 《基準値(提案値)》 1,400,000kWh/年 ≤ ■ kWh/年 設計・建設工事後(業務時) <table><tr><th colspan="3">発電電力量</th></tr><tr><td colspan="2">場内使用量</td><td rowspan="2">余剰電力量(実績値) [● kWh/年]</td></tr><tr><td>エコ丸工房</td><td>工場棟等</td></tr></table> 【実エネルギー削減量】 《算定式》 設計・建設工事前の余剰電力量[1,784,251kWh/年]－設計・建設工事後の余剰電力量(実績値) 【インセンティブ】 《考え方》 実エネルギー削減量－基準エネルギー削減量(提案値)>0 :インセンティブの支払いあり 実エネルギー削減量－基準エネルギー削減量(提案値)≤0 :インセンティブの支払いなし 《算定式》 (実エネルギー削減量[kWh]－基準エネルギー削減量(提案値)[kWh])×50%×インセンティブ単価	発電電力量			場内使用量		余剰電力量 [1,784,251kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	発電電力量			場内使用量		余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	発電電力量			場内使用量		余剰電力量(実績値) [● kWh/年]	エコ丸工房	工場棟等	(変更)	(変更)
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量 [1,784,251kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量(実績値) [● kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量 [1,784,251kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量(提案値) [■ kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				
発電電力量																																																					
場内使用量		余剰電力量(実績値) [● kWh/年]																																																			
エコ丸工房	工場棟等																																																				

書類名	頁番号	新	旧	備考
契約書 (案)【運搬業務委託契約書】	1	【第4条「業務期間及び業務準備期間」】 1 (略) 2 本業務の業務期間に先立つ業務準備期間（令和8年1月4日から同年3月31日まで）は、本業務を実施するために必要な準備を行う期間とし、<u>運搬</u>受託者は、契約図書に従い本業務の人員の確保及び教育、訓練等を実施するものとする。<u>また、運営・維持管理受託者は運搬受託者が実施する本業務の人員の確保及び教育、訓練等の遂行に必要な協力を行う。</u>	第4条「業務期間及び業務準備期間」 1 (略) 2 本業務の業務期間に先立つ業務準備期間（令和8年1月4日から同年3月31日まで）は、本業務を実施するために必要な準備を行う期間とし、受託者は、契約図書に従い本業務の人員の確保及び教育、訓練等を実施するものとする。	(追加)
契約書 (案)【運搬業務委託契約書】	2	【第7条「事業実施計画書」】 1 <u>運営・維持管理</u>受託者は、本契約締結後速やかに、契約図書に従って、業務準備期間における業務準備計画書を提出し、委託者の確認を受けるものとし、委託者は、業務準備計画書について、<u>運営・維持管理</u>受託者と協議のうえ、必要かつ合理的と認めるときは、その補足、修正又は変更を求めることができる。この場合において、<u>運営・維持管理</u>受託者は、かかる求めに応じ、業務準備計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに、補足、修正又は変更をした後の業務準備計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。 2 <u>運営・維持管理</u>受託者は、業務開始予定日の60日前までに、要求水準書等に定める〔業務組織計画、業務マニュアル、業務計画書、運搬計画その他要求水準書等で定める書類〕（全てを含めて以下「事業実施計画書」という。）を作成し、委託者に提出しその承諾を受けるものとする。委託者は、事業実施計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、その受領後10営業日以内に	【第7条「事業実施計画書」】 1 受託者は、本契約締結後速やかに、契約図書に従って、業務準備期間における業務準備計画書を提出し、委託者の確認を受けるものとし、委託者は、業務準備計画書について、受託者と協議のうえ、必要かつ合理的と認めるときは、その補足、修正又は変更を求めることができる。この場合において、受託者は、かかる求めに応じ、業務準備計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに、補足、修正又は変更をした後の業務準備計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。 2 受託者は、業務開始予定日の60日前までに、要求水準書等に定める〔業務組織計画、業務マニュアル、業務計画書、運搬計画その他要求水準書等で定める書類〕（全てを含めて以下「事業実施計画書」という。）を作成し、委託者に提出しその承諾を受けるものとする。委託者は、事業実施計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、その受領後10営業日以内に受託者に対し	(追加) (追加)

	運営・維持管理受託者に対し適宜指摘するものとする。この場合において、運営・維持管理受託者は、委託者と協議のうえ、当該指摘事項につき、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、業務開始予定日の30日前までに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。上記期間内に委託者から指摘がない場合、運営・維持管理受託者は、委託者に確認のうえ、さらに5営業日以内に指摘がない場合、委託者の承諾を得たものとする。 3 運営・維持管理受託者は、必要に応じ事業実施計画書の改定を行い、委託者に提出し、その承諾を受けなければならない（ただし、委託者の次年度予算に影響する事項に関するものは毎事業年度の9月末日までに提出するものとする。）。委託者及び運営・維持管理受託者は、提出された事業実施計画書に基づき本業務の実施方法について協議するものとする。この場合において、委託者は運搬受託者による本業務の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を現状に即して補足、修正又は変更をするよう求めることができ、運営・維持管理受託者は、かかる求めに応じ、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、当該事業年度の3月末日までに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。 4 委託者は、前2項に定める場合のほか、随時、運搬受託者による本業務の実施状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を現状に即して作成、補足、修正又は変更をするよう求めることができ、運営・維持管理受託者は、かかる求めに応じ、委託者と協議のうえ、事業実施計画書の補足、修正又は変	適宜指摘するものとする。この場合において、受託者は、委託者と協議のうえ、当該指摘事項につき、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、業務開始予定日の30日前までに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。上記期間内に委託者から指摘がない場合、受託者は、委託者に確認のうえ、さらに5営業日以内に指摘がない場合、委託者の承諾を得たものとする。 3 受託者は、必要に応じ事業実施計画書の改定を行い、委託者に提出し、その承諾を受けなければならない（ただし、委託者の次年度予算に影響する事項に関するものは毎事業年度の9月末日までに提出するものとする。）。委託者及び受託者は、提出された事業実施計画書に基づき本業務の実施方法について協議するものとする。この場合において、委託者は受託者による本業務の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を現状に即して補足、修正又は変更をするよう求めることができ、受託者は、かかる求めに応じ、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、当該事業年度の3月末日までに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。 4 委託者は、前2項に定める場合のほか、随時、受託者による本業務の実施状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を現状に即して作成、補足、修正又は変更をするよう求めることができ、受託者は、かかる求めに応じ、委託者と協議のうえ、事業実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、	(追加) (追加)
--	--	---	-------------------------

		更を行うものとし、速やかに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出しその承諾を受けなければならない。 5 委託者は、ごみ処理施策の変更等の事由により、本施設の一部の運転を業務期間内に停止する必要がある場合その他本業務を中止する合理的な理由がある場合には、<u>運営・維持管理</u>受託者にその旨を通知し、協議のうえ、本業務を中止することできるものとする。この場合において、<u>運営・維持管理</u>受託者は、当該変更により、事業実施計画書を作成、修正し、又は変更するものとする。 6 運搬受託者は、事業実施計画に基づき、本業務を実施するものとする。<u>また、前 5 項に規定する運営・維持管理受託者の行為に必要な協力を行う。</u> 7 (略)	速やかに、補足、修正又は変更をした後の事業実施計画書を委託者に提出しその承諾を受けなければならない。 5 委託者は、ごみ処理施策の変更等の事由により、本施設の一部の運転を業務期間内に停止する必要がある場合その他本業務を中止する合理的な理由がある場合には、受託者にその旨を通知し、協議のうえ、本業務を中止することできるものとする。この場合において、受託者は、当該変更により、事業実施計画書を作成、修正し、又は変更するものとする。 6 運搬受託者は、事業実施計画に基づき、本業務を実施するものとする。 7 (略)	(追加) (追加)
契約書 (案)【運搬業務委託 契約書】	3	【第 11 条「委託業務終了報告」】 1 <u>運営・維持管理</u>受託者は、本業務について、契約図書に従って、日報、月報及び年報、事業実施計画書の実施状況の報告書、委託者が業務の確認を行うために必要なデータの記録及び報告書（以下「実績報告書」という。）の管理を行い、委託者に提出するものとする。<u>運搬受託者はこれに協力する。</u> 2 委託者は、実績報告書の内容について、<u>運営・維持管理</u>受託者に説明を求めることができる。また、委託者は、<u>運営・維持管理</u>受託者に対し、追加資料の提出を求めることができるものとする。 3 第 1 項の管理に当たり、委託者は自らの費用で、自ら又は第三者に委託することにより、前 2 項の定めにより<u>運営・維持管理</u>受託者から提出される各種資料の記載事項の妥当性について検証することができるものとする。	【第 11 条「委託業務終了報告」】 1 受託者は、本業務について、契約図書に従って、日報、月報及び年報、事業実施計画書の実施状況の報告書、委託者が業務の確認を行うために必要なデータの記録及び報告書（以下「実績報告書」という。）の管理を行い、委託者に提出するものとする。 2 委託者は、実績報告書の内容について、受託者に説明を求めることができる。また、委託者は、受託者に対し、追加資料の提出を求めることができるものとする。 3 第 1 項の管理に当たり、委託者は自らの費用で、自ら又は第三者に委託することにより、前 2 項の定めにより受託者から提出される各種資料の記載事項の妥当性について検証することができるものとする。	(追加) (追加) (追加)

書類名	頁番号	新	旧	備考
契約書 (案)【運 搬業務委託 契約書】	3	【第 12 条「報酬・消費税・支払い」】 1 (略) 2 委託者は、<u>運営・維持管理受託者を通じて運搬受託者</u>に対し、別紙 3 (委託料) に定めるとおり、委託料を支払うものとする。	【第 12 条「報酬・消費税・支払い」】 1 (略) 2 委託者は、<u>受託者</u>に対し、別紙 3 (委託料) に定めるとおり、委託料を支払うものとする。	(変更)
契約書 (案)【運 搬業務委託 契約書】	4	【第 15 条「損害賠償」】 1 本業務に関連して、<u>運営・維持管理受託者または運搬受託者</u>の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合は、<u>当該帰責者</u>は委託者に対して、自らの費用負担により、生じた損害を賠償する義務を負うものとする。 2 (略) 3 本業務に関連して、<u>運営・維持管理受託者または運搬受託者</u>の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、<u>当該帰責者</u>は当該第三者に対して、自らの費用負担により、その損害を賠償する義務を負うものとする。	【第 15 条「損害賠償」】 1 本業務に関連して、<u>受託者</u>の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合は、<u>受託者</u>は委託者に対して、自らの費用負担により、生じた損害を賠償する義務を負うものとする。 2 (略) 3 本業務に関連して、<u>受託者</u>の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、<u>受託者</u>は当該第三者に対して、自らの費用負担により、その損害を賠償する義務を負うものとする。	(変更) (変更)
契約書 (案)【運 搬業務委託 契約書】	5	【第 18 条「不可抗力によって発生した費用等の負担」】 1 <u>運営・維持管理</u>受託者は、不可抗力の発生に起因して、損害・損失や増加費用が発生した場合、委託者に通知する。 2 委託者は前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで委託者と<u>運営・維持管理</u>受託者の協議を行い、不可抗力の判定並びに本契約の変更、費用負担(費用負担の割合については、第 3 項に従う。)その他必要な措置を決定する。<u>運搬受託者はかかる協議に協力するものとし、運営・維持管理受託者及び運搬受託者は委託者の決定に従うものとする。</u> 3 不可抗力により発生した被害の復旧に要する費	【第 18 条「不可抗力によって発生した費用等の負担」】 1 受託者は、不可抗力の発生に起因して、損害・損失や増加費用が発生した場合、委託者に通知する。 2 委託者は前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで委託者と受託者の協議を行い、不可抗力の判定並びに本契約の変更、費用負担(費用負担の割合については、第 3 項に従う。)その他必要な措置を決定する。 3 不可抗力により発生した被害の復旧に要する費	(追加) (追加)

		(1) (略) (2) (略) 3 前項の規定により委託者の負担を生じた場合において、1回の法令の変更に係る増加費用及び損害額が一事業年度当たり20万円未満のときは、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。また委託者に増加費用の負担が生じたときには、委託料の改定により精算するものとし、その詳細は委託者及び<u>運営・維持管理</u>受託者が協議して定めるものとする。	(1) (略) (2) (略) 3 前項の規定により委託者の負担を生じた場合において、1回の法令の変更に係る増加費用及び損害額が一事業年度当たり20万円未満のときは、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。また委託者に増加費用の負担が生じたときには、委託料の改定により精算するものとし、その詳細は委託者及び受託者が協議して定めるものとする。	(追加)
契約書 (案)【運搬業務委託契約書】	6	【第22条「法令の変更による解除」】 法令の変更により、本事業の継続が不可能となったとき又は本業務の継続に過分の費用を要するときで、かつ、当該法令の変更から60日以内に当事者間の協議により本契約が変更されないときは、委託者又は<u>運営・維持管理</u>受託者は、本契約を解除することができるものとする。	【第22条「法令の変更による解除」】 法令の変更により、本事業の継続が不可能となったとき又は本業務の継続に過分の費用を要するときで、かつ、当該法令の変更から60日以内に当事者間の協議により本契約が変更されないときは、委託者又は受託者は、本契約を解除することができるものとする。	(追加)
契約書 (案)【運搬業務委託契約書】	6	【第25条「契約解除に伴う違約金」】 前条の規定（ただし、前条7号の事由による契約解除の場合を除く。）に基づき本契約が解除された場合は、<u>運営・維持管理</u>受託者は委託者に対し事業期間にわたる契約金額に100分の10を乗じた違約金を支払うものとする。	【第25条「契約解除に伴う違約金」】 前条の規定（ただし、前条7号の事由による契約解除の場合を除く。）に基づき本契約が解除された場合は、受託者は委託者に対し<u>連帯して</u>事業期間にわたる契約金額に100分の10を乗じた違約金を支払うものとする。	(追加) (削除)
契約書 (案)【運搬業務委託契約書】	6	【第26条「受託者による契約解除」】 <u>運営・維持管理</u>受託者は、次のいずれかの事由に該当する場合は、委託者に対する書面による通知により直ちに本契約を解除することができる。 (1) (略) (2) (略) (3) 委託者がその責めに帰すべき事由により、本契約上の委託者の義務を履行せず、(前各号に掲げる場合を除く。)、<u>運営・維持管理</u>受託者が60日	【第26条「受託者による契約解除」】 受託者は、次のいずれかの事由に該当する場合は、委託者に対する書面による通知により直ちに本契約を解除することができる。 (1) (略) (2) (略) (3) 委託者がその責めに帰すべき事由により、本契約上の委託者の義務を履行せず、(前各号に掲げる場合を除く。)、受託者が60日以上当該不履	(追加) (追加)

